

持続化給付金マニュアル

まじめにやってきた個人事業者が
リスクなく最大 100 万円をゲットする方法



ムウラ・ムラ

MUURA mura コミュニティ/MMC

<https://muura-terra.com>

目次

はじめに ～補助金をもらう意味～	4
個人事業主のための持続化給付金とは	5
支給の条件	6
給付額	7
(1) 青色申告の場合	7
(2) 白色申告の場合	8
個人事業主の特例計算	9
(A) 提出書類の特例	9
(A-1) 住民税の申告書でも代用できる	9
(A-2) 2018 年の申告資料でも構わない	10
(B) 計算対象の特例	10
(B-1) 2019 年に開業した場合の特例	10
(B-2) 月当たりの収入変動が大きいときの特例	11
(B-3) 事業を承継した場合の特例	12
(B-4) 罹災特例 (災害の影響がある場合)	14
(C) 開業特例	14

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<1>

(C-1) 2020 年に開業した場合の特例	14
フリーランス等のための持続化給付金	16
支給条件	16
提出書類に特徴がある	17
給付額	18
フリーランスの特例計算	19
(A) 確定申告書を提出していない場合の特例	19
(A-1) 申告義務がなかった	19
(A-2) 2019 年分は住民税申告を提出した	19
(A-3) 2019 年分の申告をする予定だが未提出	20
(B) 計算対象の特例	20
(B-1) 2019 年に開業した場合の特例	20
(B-2) 罹災特例（災害の影響がある場合）	21
申請にあたっての注意事項	22
必要書類リスト	24
事業所得の場合	24
フリーランスの場合	24

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<2>

※注意事項※

この資料の著作権は MMC（MUURA mura コミュニティ）にあります。MMC メンバーへの情報提供用に作られており、無断使用・改変、無断配布を禁じます。

なお記載の情報の有効性には万全の注意を払っていますが、取り扱いの変更、誤りなどの余地があるので、必ず申請サイトのマニュアルで詳細をご確認下さい。

確実な受給を保証するものではありません。
活用にあたっては自己責任でお願いします。

情報の確認、給付申請処理はこちらです↓↓

中小企業庁「持続化給付金」サイト

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<3>

はじめに ～補助金をもらう意味～

起業家がお金を調達するときの方法は限られている。事業を開始した後では、基本的に次の3つしかない。

①利益を蓄積 ②借金 ③出資

①はとにかく時間がかかるし、②は貸す側である銀行などの審査があり、利息付きで返済しなくてはならない。③は個人事業ではそもそも該当しない。法人の場合、返済の必要はないが会社の一部が他人の手に渡るということでもある。

最近ではクラウドファンディングという方法もあるが、出資してくれた方に何らかの還元が必要。だから長期的にみると利益率の低下につながる。

一般には何もしないでただお金をもらうこと（寄付）を受けられる機会はないと思う。しかし条件さえ合えば、別の方法がある。

それが**補助金・助成金など**である。法律に基づいているから条件を満たせば誰でも受ける資格はある。予算枠があるから早いもの順ということはあるけれど。

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<4>

個人事業主のための持続化給付金とは

「営業自粛等により大きな影響を受けた事業者」に事業を継続し再起の糧とするため」が目的。コロナ対策で生まれた補助金の一つである。

給付であるから**返済の必要はないし、用途も問わない**。

※ただし、事業の収入として計上する必要があるのでご注意ください。

「雑収入」で処理するのが一般的だと思われる。

申請期間： 2020年5月1日 ～ **2021年1月15日**

給付額： 個人事業主 **最大100万円**

※フリーランスは2020年6月29日から受付開始

「もし、面倒だな・・・」と躊躇していたらどうなるか。1個で1万円の利益が出る商品なら、100個分に相当するということをお忘れなく。利益率10%なら売上1000万円に相当することになる。

どれだけ時間・労力の節約になるか考えてみてほしい。当面の資金に問題がなくても、もらっておくべきなのです。事業拡大に使えば、まわりまわって国も潤うのだから。

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<5>

支給の条件

気になる支給の条件の基本パターンはこれ！

- ①2019年以前から事業収入がある
- ②今後も事業を継続する意思あり
- ③50%以上の収入減少がある

①の意味は

2019年（つまり昨年）か、それ以前から事業をやっていて確定申告で「事業所得がある」と申告してきたということ

②の意味は、申請日時点で廃業の予定なしということ

③の意味は

2020年1月以降のある月（これを対象月という）が、比較する2019年の月と比べて大きく落ち込んだ事実があるということ

通常、比較するのは前年同月か前年の月平均額とされている。だから今年のある月の売上額とこの2種類の数字を比較して、**50%以上落ち込んだ月があったかどうか**を調べればいい。

ダメだと思っても特例措置もあるのでよく検討してほしい。

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<6>

給付額

給付金の給付額は、「100万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た金額を差し引いたもの」とされている。

文章だけだとちょっとわかりにくいので、実際に電卓をたたいてみてほしい。

（1）青色申告の場合

- ①2019年の事業収入 600万（青色／月別売上資料あり）
- ②2019年4月の売上 60万
- ③2020年4月の売上 30万（対象月）

前年同月との比較として②と③を用いると
50%以上の減少 ⇒ 適用あり

$$600 - (30 \times 12) = 240 \rightarrow \text{上限 } 100 \text{ 万}$$

青色申告の場合、毎月の売上高を記載する欄が決算書の2頁にある。そこの記載を見れば比較できる。だから提出にあたっては、この資料も添付する必要がある。

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<7>

(2) 白色申告の場合

青色申告を届け出ていない、あるいは青色申告だけでも決算書の2頁に各月の売上金額を記載していない場合などでは、**月平均値との比較**でもよいことになっている。

- ①2019年の事業収入 600万（申告済／月別資料なし）
- ②2019年の月平均売上 50万
- ③2020年4月の売上 30万（非該当）
- ④2020年5月の売上 10万（該当⇒対象月）

②と③を比較すると50%以上の減少になっていないが、②と④の比較では50%以上の減少が成立している ⇒ 適用あり

$$600 - (10 \times 12) = 480 \rightarrow \text{上限 } 100 \text{ 万}$$

この式は組み替えて、次のようにしてもいい。

$$(50 - 10) \times 12 = 480 \rightarrow \text{上限 } 100 \text{ 万}$$

対象月の損害額から想定できる年間損害額を算出して、上限100万まで給付すると言っているわけだ。

この白色申告の計算方式では、年間の売上高がわかれば十分。確定申告書の表紙（第一表）の提出だけでよいことになる。青色決算書の2頁目は提出不要である。

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

個人事業主の特例計算

確定申告の2つのやり方（青色・白色）で条件を満たすなら問題ない。しかしうまくいかないケースもあるだろう。そんな場合でも特例がいくつも用意されているので、あきらめずに検討してほしい。提出書類が条件に合わないケース（A）と、計算対象が条件に合わないケース（B）の大きく2通りがある。

(A) 提出書類の特例

(A-1) 住民税の申告書でも代用できる

個人の確定申告（所得税の確定申告）をしていなくても、**住民税の申告書**を提出していればOK。

というのも確定申告と同じように事業に関わる総売上高（総収入）の欄があるからだ。確かに提出されたものであることがわかるように受付印（正確には「収受印」という）が付されていることが条件となる。

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

(A-2) 2018 年の申告資料でも構わない

また 2019 年分について、確定申告を提出完了していないケース（提出する意思はあるけれど、未完了の状態という意味）では、**2018 年分の確定申告書(又は住民税申告書)**を使ってもよいとされている（A-2）

2019 年分（20 年提出）の確定申告は「申告期限を事実上設けない」という弾力的な運用がされている。申告期限前には税務署に長蛇の列が発生するのが毎年の行事だったが、コロナ感染の恐れからルールが変更されたため。

そうなると 2019 年分をいつ確定できるかわからない。そこで前々年の実績を使おうとしたものである。

(B) 計算対象の特例

(B-1) 2019 年に開業した場合の特例

基本パターンでは「2019 年の年間事業収入から、～中略～〇〇の金額を差し引いたもの」が給付額である。2019 年中に開業した場合、1 年分の実績でないから不利になる。そこで「昨年の稼働月数を 12 カ月に換算した売上高を年間事業収入」として計算できる。

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<10>

2019 年 11 月 10 万（開業月）

2019 年 12 月 30 万 ※年間収入 40 万

2020 年 4 月 売上なし（対象月）

<判定> 2019 年月平均額 $40 \div 2 = 20$ 万

特定月は 50%以下 ⇒ 適用あり

<金額> 基本 $40 - 0 \times 12 = 40$ 万

特例 $40 \div 2 \times 12 - 0 \times 12 = 240 \Rightarrow 100$ 万

※提出書類：開業届(税務署)又は事業開始等申告書(住民税)

（①開業日が 2019 年末以前、②提出日が 2020 年 4 月 1 日以前であり、③収受印が押印されていることが必要）

※もし 2019 年中に売上高が発生しなかった場合、特例 C-1（2020 年新規開業の特例）を使うことができる。

(B-2) 月当たりの収入変動が大きいときの特例

収入に季節性があり、特定期間の事業収入で年間の大半を占める場合には、3 カ月の期間での比較が認められている。ただし条件は次の 2 つとも満たす場合に限られる。

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<11>

①2020年の任意の連続3カ月合計と、2019年の同期間とを比較して50%以上減少するかどうか

②2019の期間計が、2019年間計の50%以上になるか

(例) 毎年3~4月だけ売上発生する場合

2019年 2月:0 3月:300 4月:200 年間計:500万

2020年 2月:0 3月:100 4月:100

<判定>

①2019期間計:500 2020期間計:200 ⇒ 50%以上下落

②2019期間計は2019年間計の50%以上を占める

①・②より適用あり

<金額> 適用額は「2019期間計 - 2020期間計」

上記例では $500 - 200 = 300 \Rightarrow 100$ 万

※提出書類 : 対象期間の**売上台帳**

(B-3) 事業を承継した場合の特例

例えば2020年中に父から子に事業を承継した場合、比較対象とすべき2019年の実績は父のものである。

この特例では、父の2019年の年間事業収入の金額を使って計算できる。父の2019年の月平均額から子の特定月の事業収入額が50%以上下落している場合に適用がある。

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<12>

例:事業承継2020年2月

父の2019年の年間事業収入 240万

子の2020年実績 2月:10万 3月:15万

<判定> 2019年月平均額 $240 \div 12 = 20$ 万

2020年特定月 2月は50%以下 ⇒ 適用あり

<金額> 特例 $240 - 10 \times 12 = 120 \Rightarrow 100$ 万

※事業承継を示す**開業届**の提出が必要になる。

- ・税務署の收受印がある
- ・提出区分が「開業」
- ・誰から引き継いだかを示す欄に、上記例では父の2019年の確定申告書の住所・氏名が記載されていること
- ・開業日が2020年1/1~4/1であること
- ・提出日が開業日から1カ月以内であること

※この承継が死亡による場合は、次の補足資料のどれか1つでも可

- ・所得税の青色申告承認申請書
- ・個人事業者の死亡届出書
- ・準確定申告書

(各書類にはそれぞれ注意事項あり)

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<13>

(B-4) 罹災特例（災害の影響がある場合）

災害の影響で2020年よりも2019年の実績が低いケースが考えられる。2018年又は2019年の罹災証明書があれば、2019年の事業収入ではなく、正常であった罹災前年分の事業収入と比較して給付額を算出できる。

※提出書類

- ・罹災証明書（発行日は2018年、2019年に限る）
なお自治体により名称が異なることがあるので注意
- ・確定申告書の控（**罹災前年分**）

(C) 開業特例

(C-1) 2020年に開業した場合の特例

コロナウイルスによる影響は、2020年に開業した者にも当然あったと考えられる。2019年以前の実績がない2020年の開業者でも適用できる道を開いている。

条件：

- ①2020年1月～3月の間に事業収入を得ている
- ②今後も事業を継続する意思がある
- ③4月以降、開業月～3月までの月平均と比べて、事業収入が50%以上下落した月※がある

※申請月の前月までが対象

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<14>

計算例：

例：2020年1月開業 1月：20 2月：60 3月：40

1～3月の合計額：120万 平均額：40万

2020年4月：30 5月：30 6月：20（対象月）

<p><判定> 平均額 vs 6月 → 50%以上下落 ⇒ 適用あり</p> <p><金額> (1～3月計) ÷ 開業経過月数 × 6 - 対象月 × 6</p> <p>= 120 ÷ 3 × 6 - 20 × 6</p> <p>= 120 ⇒ 100万</p>

※2019年中に開業したが年内に事業収入なく、2020年1～3月に事業収入を得た場合もこの特例を適用できる

※提出書類

- ・持続化給付金に係る収入等申立書
（税理士の署名又は記名押印が必要）
- ・開業届又は事業開始等申告書
（開業日 1/1～3/1、提出日 5/1 以前、収受印）

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<15>

フリーランス等のための持続化給付金 支給条件

①雇用契約でなく業務委託契約をしていて、②主たる収入として、③給与所得または雑所得で申告しており、④今後も事業継続する意思があること

<対象とならない場合>

- ・ 確定申告で事業所得がある
- ・ 会社と雇用関係にある
(社員・パート・アルバイト、派遣、日雇い労働など)
- ・ 誰かに扶養されている
- ・ 確定申告していない

※業務委託契約の代表例

- ・ 委任契約 例：塾講師 (生徒を教える委任)
- ・ 請負契約 例：ライター (原稿作成を請負・納品)
- ・ 業務委託 例：ヤクルト (特定商品を販売・集金)

※「主たる収入」 確定申告書の収入欄において、この区分の収入より大きいものがないこと (譲渡・一時所得は例外)

特定の法人との業務委託契約等を主な収入源とする場合には、税務上給与所得や雑所得で申告するケースがある。

※この詳しい区分については専門家に確認して下さい

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<16>

私のおおまかな理解としては、

- ・ 成果報酬であり雇用ではない (例：社保は全額自己負担)
- ・ 一定の継続した関係にあり、完全に独立したともいえないということなのだろう。

つまり、実質的に個人事業主と似た保証のない立場である。そこで事業所得の場合と同様に給付金の支給対象に加えたものと考えられる。ただし内容が多様であるため、事業所得と比べると審査に時間がかかるようだ。

なお、事業活動外の収入 (株式配当、役員報酬など) は計算対象から除外すること。

提出書類に特徴がある

次の3グループから **2グループを選択**して提出する

1	業務委託契約書の写し又は申立書 ※いずれも署名・記名押印要
2	支払調書、源泉徴収票、支払明細書 ※支払明細書は署名又は記名押印要
3	通帳の写し ※本人名義であること+入金の確認ができること

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<17>

給付額

①2019年の業務委託収入の月平均額

②2020年の各月の売上高

②が①を **50%以上、下回った月があれば**支給要件を満たす。

(この月を対象月といい、複数あるときは選択できる)

このときの支給額は、上限を100万円として

2019年の業務委託収入の総額－対象月の収入×12

なお、①の計算では確定申告書に記載の数字を用いる。

計算例

・2019年の業務委託収入 300万

・2020年の実績 1月：20 2月：20 3月：20

4月：10 5月：15

<判定> 2019年平均 $300 \div 12 = 25$

2020年4月以外では下落率50%未満

4月なら50%以上 ⇒ 給付あり(対象月：4月)

<金額> $300 - 10 \times 12 = 180 \Rightarrow 100$ 万

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<18>

フリーランスの特例計算

原則は2019年分の確定申告書に記載した数字を用いるが、確定申告義務がない等の理由から提出していないケースが想定される。また2019年中に開業したり、災害を受けてダメージからの回復途上にあったりなど、原則的な計算が妥当でないケースにもついても救済する特例を設けている。

(A)確定申告書を提出していない場合の特例

(A-1) 申告義務がなかった

業務委託収入を給与として源泉徴収され、年末調整済。

給与・退職所得以外の所得合計が20万未満であるため、

2019年分の確定申告義務がなく、申告書は未提出だった。

→「**確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書**」

※**税理士の署名又は記名押印**が必要

(A-2) 2019年分は住民税申告を提出した

A-1以外の理由で確定申告していないが、住民税の申告書は提出している場合

→ 住民税申告でOK(収受印があること)

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<19>

(A-3) 2019年分の申告をする予定だが未提出

2019年分（2020年提出）の申告期限について弾力的な運用が行われていることを受けて、いまだ提出していない。

→ 2018年分の確定申告又は住民税申告でも OK

(B) 計算対象の特例

(B-1) 2019年に開業した場合の特例

趣旨は事業所得の特例 B-1 と同じ。判定のための平均値を求めるには稼働月数（1カ月未満は1カ月）で除したものを使用する。また金額の計算では、「昨年の稼働月数を12カ月に換算した売上高を年間事業収入」として計算する。

2019年11月 10万（開業月）

2019年12月 30万 ※年間収入 40万

2020年4月 売上なし（対象月）

<判定> 2019年月平均額 $40 \div 2 = 20$ 万

特定月は50%以下 ⇒ 適用あり

<金額> 特例 $40 \div 2 \times 12 - 0 \times 12 = 240 \Rightarrow 100$ 万

※提出書類：開業届(税務署)又は事業開始等申告書(住民税)

(①開業日が2019年末以前、②提出日が2020年4月1日以前であり、③収受印が押印されていることが必要)

(B-2) 罹災特例（災害の影響がある場合）

趣旨は事業所得の特例 B-4 と同じ。災害の影響で2020年よりも2019年の実績が低いケースが考えられる。2018年又は2019年の罹災証明書があれば、2019年の事業収入ではなく、正常であった罹災前年分の事業収入と比較して給付額を算出できる。

※提出書類

・罹災証明書（発行日は**2018年、2019年に限る**）

なお自治体により名称が異なることがあるので注意

・確定申告書の控（**罹災前年分**）

申請にあたっての注意事項

P.3の申請サイトで掲示されているマニュアルに従えば、申請はできると思う。宣誓項目や不給付要件などの項目もあるが、常識的に対応できるものばかり。

もちろん不正は厳禁であり、ペナルティもある。悪質なら刑事告発されることもあるようだ。

申請にあたっては、事前に準備をしておくスムーズなものがある。

申請サイトには仮登録・連絡用のメールアドレスが必要

※仮登録で送られてくるメールから本申請を行う

※審査の不備事項の連絡もメールで来るため、必ず受け取ることでできるアドレスを用意すること。スマホで確認できた方がいい。

提出書類は鮮明に撮影し、あらかじめ保存しておく

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<22>

書類の提出はないが、写真等のデータ（PDF・JPEG・PNGに限定）での提出はある。項目ごとにデータを指定して、まとめて送信するから、内容がわかるようなファイル名を付けておくといい。

必要書類は**申請前に撮影しておき、申請で使うパソコン等に保存しておく**。不鮮明な場合には結局再提出になり、審査が遅れてしまうことになるので注意したい。

時々申請サイトで進行状況を確認しておく

申請後ログインすると、問題のある項目が明示されていることがある。写真等の不鮮明な場合では、データを撮り直しして再度送信した方がいい。膨大なデータを取り扱う事務局の負担を考えると、早い対応であればあるほど審査がスムーズに進むことになる。

Copyright 2020 MMC All Rights Reserved.

<23>

必要書類リスト

事業所得の場合

<input type="checkbox"/> ①2019年分の確定申告書（第一表）
<input type="checkbox"/> ②2019年分の青色申告決算書（1～2頁）
<input type="checkbox"/> ③2020年分の売上台帳等 ※月ごとの合計を示す
<input type="checkbox"/> ④通帳の写し ※通帳の表面、1～2頁
<input type="checkbox"/> ⑤本人確認書類
<input type="checkbox"/> ⑥特例適用で追加される資料

※①電子申告している場合には受信通知も必要

※②青色申告でも前年同月と比較しないときは不要

フリーランスの場合

<input type="checkbox"/> ①2019年分の確定申告書（第一表）
<input type="checkbox"/> ②2020年分の売上台帳等 ※月ごとの合計を示す
<input type="checkbox"/> ③国民健康の保険証 ※申請者名義であること
<input type="checkbox"/> ④通帳の写し ※通帳の表面、1～2頁
<input type="checkbox"/> ⑤本人確認書類
<input type="checkbox"/> ⑥業務委託契約書など ※3グループから2つ選択
<input type="checkbox"/> ⑦特例適用で追加される資料